

【令和3年度】山形市結婚新生活支援補助金 Q&A

1 申請方法について

質問	回答
① 申請の前に提出書類を確認してもらうことはできますか。	可能です。申請をスムーズに行っていただくために、事前にお越しいただくか、お電話にてご相談いただくことをおすすめいたします。
② 申請はどこでできますか。	市役所4階の企画調整課へ申請書類を持参し直接提出してください。
③ 申請に行く際に必要なものはありますか。	提出書類一式をお持ちください。 なお、印鑑が必要な場合がありますので、ご夫婦の朱肉印を持参してください。(認印でかまいませんが、スタンプ印は不可です。)
④ 申請書類の様式はどこで入手できますか。	山形市ホームページからダウンロードが可能となっているほか、市役所4階の企画調整課で配布しています。 ※山形市ホームページ 「山形市結婚新生活支援補助金」で検索
⑤ 平日は仕事で申請に行くことが難しいため、代理の者(親等)が行っても良いですか。また、郵送での申請もできますか。	窓口での聞き取りや説明等が必要ですので、原則、申請者本人または配偶者の方どちらかがお越しください。
⑥ 申請額が予算上限に達した時点で受付終了となるとのことですが、今から申請することはできますか。	受付状況については、申請前に企画調整課へご確認ください。受付終了となった場合は、山形市ホームページでお知らせいたします。

2 要件について

質問	回答
① 婚姻届をまだ出していませんが、補助金の申請をすることはできますか。	婚姻届の提出・受理後でないとは申請できません。

② 再婚の場合も対象になりますか。	対象になります。ただし、夫婦のどちらかが、山形市や他市区町村でこの制度（結婚新生活支援事業）の補助金を受けたことがある場合は対象外です。
③ 子どもがいる場合も対象になりますか。	対象になります。
④ 生活保護を受給している場合も対象になりますか。	対象になります。ただし、補助金の対象となる経費について、生活保護で生活扶助または住宅扶助等を受給している場合、その部分については対象経費から控除します。
⑤ いつの所得をもとに夫婦の合計所得を計算しますか。	申請の時点で発行されている直近の所得証明書により計算します。 <u>原則、令和2年分の所得証明書〔3年度課税〕</u> ただし、4月～6月中旬の申請の方は、令和2年分の所得証明書が発行されていない場合がありますので、その場合は、令和元年分の所得証明書〔2年度課税〕をもとに計算します。
⑥ いつ時点の年齢を確認しますか。	夫婦ともに婚姻日(婚姻届を提出し、受理された日)時点における年齢を確認します。 夫婦ともに39歳以下であることが要件です。 なお、年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。

3 対象経費について

質問	回答
① 単身赴任などで別居している場合の費用は対象になりますか。	夫婦の主たる生活拠点が山形市にある住宅であり、夫婦の一方でも住民票の住所が、申請の対象としている山形市にある住宅の所在地となっている場合は、別居でも対象となります。ただし、別居先（単身赴任先）に関する費用（購入費や賃料、別居先への引越費用）は対象となりません。

<p>② 結婚して住宅のリフォームを行った場合、リフォームにかかった費用は対象になりますか。</p>	<p>対象となりません。</p>
<p>③ 新しく購入・賃借した住宅に親族（親など）と同居する場合の費用は対象になりますか。</p>	<p>対象になります。その場合の所得の計算も、夫婦の所得のみで行います。ただし、住宅の購入や賃借の契約名義が、申請する夫婦のいずれかの名義になっており、かつ、費用の支払いを夫婦のいずれかが行っている必要があります。なお、引越費用については、親族が購入・賃借している住宅であっても、夫婦のいずれかが支払っていれば対象となります。</p>
<p>④ 親族の家（実家など）に引っ越して同居する場合の費用は対象になりますか。</p>	<p>引越費用は、申請する夫婦いずれかが支払っていれば対象となります。</p>
<p>⑤ 賃借費用等について、会社から住宅手当等の支給を受けている場合でも対象となりますか。</p>	<p>会社等から住宅手当等の支給を受けている場合は、その分を対象経費から控除し、補助金額を算定します。</p> <p>住宅手当等の金額等の確認のため、勤務先から発行していただく「住宅等手当支給証明書」の提出が必要です。夫婦それぞれが支給を受けている場合は、それぞれの支給額を合算して控除します。支給を受けていない場合も、住宅手当等が支給されていない旨を記載した「住宅手当等支給証明書」の提出が必要です。</p> <p>なお、勤務先からの「住宅手当等支給証明書」の発行が困難な場合は、住宅手当等の支給（不支給）が確認できる給与明細等をご提出ください。</p>
<p>⑥ 引越費用について、会社から引越手当等の支給を受けている場合でも対象となりますか。</p>	<p>会社等から引越手当等の支給を受けている場合は、その分を対象経費から控除し、補助金額を算定します。夫婦それぞれが支給を受けている場合は、それぞれの支給額を合算して控除します。引越手当等の支給額を確認できる書類を添付してください。</p>
<p>⑦ 引越費用について対象となる費用はどのようなものですか。</p>	<p>引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象となります。（不用品の処分費用や自らレンタカーを</p>

	借りる・友人に頼む等して引越した場合にかかった費用などは対象となりません。）
⑧ 家賃（賃料・共益費）は何か月分が対象になりますか。	結婚に伴い生じた、令和3年1月1日から令和4年3月31日までに支払った家賃が対象になります。 ただし、上記期間内に支払った令和3年1月～令和4年3月分の費用のみが対象です。
⑨ アパートの駐車場代は対象となりますか。	原則、対象となりません。

4 申請書類について

質問	回答
① 証明書関係はどこで入手できますか。また、料金はかかりますか。	証明書の発行窓口は次のとおりです。（山形市の場合） 【住民票の写し】 ・市役所市民課（1階2番窓口） ・霞城セントラル内市民課証明コーナー ・即日交付のコミュニティセンター（千歳・金井・滝山・南沼原） ・コンビニ交付（マイナンバーカードをお持ちの方）他 【市県民税課税証明書（所得証明）】 【個人納税証明書】 ・市役所2階23番窓口 手続きに必要な書類や手数料、郵送での請求等については、お手数ですが、山形市ホームページ等でご確認いただくか、各窓口へお問い合わせください。
② 所得証明書の代わりに源泉徴収票を提出してもよいですか。	所得証明書の代わりに源泉徴収票を提出することはできません。必ず市区町村が発行する所得証明書を取得し、提出してください。 ※所得証明書…山形市の場合は、「市県民税課税証明書（所得証明）」

<p>③ 所得証明書は所得のある人の分だけでよいですか。</p>	<p>必ず夫婦双方の分を提出してください。未申告の場合は申告が必要です。</p>
<p>④ 書き間違えた場合は訂正印が必要ですか。</p>	<p>必要ありません。訂正箇所を二重線で抹消してください。(請求書を除く)</p>
<p>⑤ 奨学金の返済額が確認できる書類とは具体的にどのようなものですか。</p>	<p>奨学金返還証明書を提出してください。証明書の提出が困難な場合は、通帳の写しや振込明細書の写しなど、支払日、支払者、支払額、支払先が確認できるものを提出してください。</p>
<p>⑥ 領収書にはどのような項目が記載されていればよいですか。</p>	<p>支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日(支払日)、支払先の記載が必要です。支払の内容(例:〇月分の家賃(賃料・共益費)、敷金、礼金、仲介手数料、建物代金、引越料金等)が記載されていない場合は、請求書や明細書等を添付してください。</p>
<p>⑦ 家賃は毎月銀行口座からの振替(または銀行振込)で支払っていますが、通帳の写しを提出すればよいですか。</p>	<p>銀行の口座振替や振込みによる支払いの場合であっても、必ず大家・不動産会社等に領収書の発行を依頼してください。原則、通帳の写しや振込明細書は領収書の代わりにできません。</p>
<p>⑧ 家賃は毎月クレジットカードで支払っていますが、カード利用明細書の写しを提出すればよいですか。</p>	<p>クレジットカードによる支払いの場合は、カード利用明細書が領収書の代わりとして認められています。支払者の氏名、金額、支払の内容または支払先の名称、カード利用日が確認できる状態のものをご提出ください。Web明細を利用している場合は、上記の項目を満たすように利用明細画面を印刷して提出してください。</p>
<p>⑨ 家賃は保証会社経由で不動産会社(大家)へ支払っているため、不動産会社(大家)から領収書が発行できないと言われましたが、どうしたらよいですか。</p>	<p>家賃の支払先である保証会社に領収書の発行を依頼してください。補助金の申請の際は、賃貸借契約書や領収書等の写しと併せて、保証契約金等の支払方法の実態が確認できる書類を提出してください。なお、賃貸借契約書に保証会社等の実際の支払先についての記載がある場合は不要です。</p>

5 審査・交付決定について

質問	回答
① 申請書を提出してから審査・交付決定にはどれくらいの時間がかかりますか。	申請書を受理してから、原則、2週間程度で審査を行い、交付決定通知書を郵送します。ただし、審査において不備が発見された場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、書類の訂正や追加提出をお願いすることがありますので、2週間を超える場合があります。
② 申請順に交付決定されますか。	原則、受理した順に審査を行って交付決定します。ただし、審査において不備が発見された場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、書類の訂正や追加提出をしていただく必要があり、その間は審査を進めることができません。その際、次に受理した申請の審査を先に行う場合があります、必ずしも申請順、受理順に交付決定されるとは限りません。

6 補助金の交付（振込）について

質問	回答
① 補助金の振込みはいつ頃ですか。	交付決定通知の発送日（書類の日付）から1ヶ月後程度を目途に、交付決定通知書の発送日（書類の日付）の翌月末までに、指定の口座に振り込みます。振込日のご指定はできません。また、振込完了のお知らせは行いませんので、ご記帳いただく等によりご確認ください。
② 現金を手渡しで受け取ることはできますか。	できません。口座振込のみとなります。
③ 振込先は申請者名義以外の口座でも可能ですか。	振込先口座は、原則申請者名義の口座のみです。申請者以外の名義の口座を希望する場合は「委任状」をご提出ください。

【申請・問合せ先】山形市役所4階 企画調整課 協働推進係

電話 023-641-1212(内線 222・223) / メール kikaku@city.yamagata-yamagata.lg.jp